

航空関係公共事業の計画段階評価実施細目

第1 目的

空港整備事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、新規事業採択時評価の前段階において、計画段階評価（以下「評価」という。）を実施する。評価については、上位の計画・ビジョンや地域計画、地域の意見等を踏まえ、複数案の比較・評価を行うとともに、事業の必要性及び事業内容の妥当性を検証するものである。

第2 評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、国土交通省航空局（以下「航空局」という。）が所管する以下の種類の公共事業として実施が見込まれる事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く事業とする。

- (1) 直轄事業
- (2) 独立行政法人等施行事業（成田国際空港株式会社、新関西国際空港株式会社又は中部国際空港株式会社（以下「独立行政法人等」という。）が行う事業をいう。）

第3 評価の対象とする事業及び実施時期

1 評価の対象とする事業

評価の対象とする事業は、以下の事業とする。

- (1) 空港整備事業（空港の新設、滑走路の新設・延長等の事業）のうち採択される前の事業であって、評価を実施していない事業
- (2) 評価後、社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により評価の実施の必要が生じた事業（評価の実施の必要が生じているかどうかの判断は、評価の実施主体が行うものとする。）
- (3) 評価後（ただし、評価後に都市計画又は環境影響評価の手続きを行った事業については、その手続きが完了した後）、5年を経過した後も採択されていない事業

2 評価の実施時期

評価の実施時期は、新規事業採択時評価の手続きの着手前までとする。ただし、第2に規定する事業のうち、災害や事故の発生、兆候又はおそれにより緊急の実施を要すると認められる事業を行う場合は、新規事業採択時評価とあわせて実施することができるものとする。

第4 評価の実施手続、結果等の公表及び関係資料の保存

1 評価の実施手続

- (1) 評価の実施主体は航空局又は地方支分部局とする。
- (2) 評価は、次の各号に掲げる種類の事業について、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

① 直轄事業

1) 評価の実施主体が航空局の場合

航空局又は地方支分部局は、評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等を行い、評価を受けるために必要な資料を作成する。地方支分部局は、評価を受けるために必要な資料を航空局に提出する。評価の実施主体は、関係する都道府県・政令市等の意見を聴いた上で、事業の内容についての対応方針（以下「対応方針」という。）（原案）を作成し、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴く。

航空局は、地方支分部局と協議しつつ、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の対応方針を決定する。

2) 評価の実施主体が地方支分部局の場合

地方支分部局は、評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等を行い、評価を受けるために必要な資料を作成し、関係する都道府県・政令市等の意見を聴いた上で、対応方針（原案）を作成し、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴き、対応方針（案）を決定するとともに、対応方針（案）の決定理由等を添えて航空局に提出する。

航空局は、評価の実施主体と協議しつつ、対応方針（案）に検討を加え、当該事業の対応方針を決定する。

② 独立行政法人等施行事業

航空局は、独立行政法人等と協力し、評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等を行い、評価を受けるために必要な資料を作成する。

航空局は、関係する都道府県・政令市等の意見を聴いた上で、事業の内容についての対応方針（原案）を作成し、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴く。

航空局は、独立行政法人等と協議しつつ、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の対応方針を決定する。

2 評価結果の公表

航空局は、評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、評価の根拠等とともに、評価を実施した後速やかに公表することとする。（大臣官房は、実施済みの評価結果及び対応方針等を、毎年1月末にとりまとめて公表する。）

3 関係資料の保存

- (1) 航空局は、完了後の事後評価終了の日に係る特定日以後10年まで、評価結果及び対応方針等に関する資料を保存するものとする。

- (2) 航空局又は地方整備局等若しくは地方航空局は、完了後の事後評価終了の日に係る特定日以後10年まで、評価の基礎となった関係資料を保存するものとする。

第5 評価の手法

1 評価手法の策定

- (1) 航空局は、評価の手法を策定する。(ただし、評価の手法が既に定められている場合には、この限りではない。)なお、評価手法の策定に当たっては、評価手法研究委員会(「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」(以下「本省実施要領」という。))第5の1に定める評価手法研究委員会をいう。)に意見を聴くものとする。
- (2) 航空局は、策定した評価手法を公共事業評価システム検討委員会(本省実施要領第6に定める公共事業評価システム検討委員会をいう。(以下「検討委員会」という。))に報告するとともに、策定した評価手法を公表するものとする。
- (3) 評価手法の改善については、第5の1(1)及び(2)の「策定」を「改善」に読み替えるものとする。

2 評価手法の改善

航空局は、評価の精度の向上を図るため、評価の実施の状況等を踏まえ、必要に応じて評価手法について検討を加え、その結果に基づいて必要な改善を行うものとする。

3 評価の視点

評価を行う際の視点は以下のとおりとする。

- ① 事業目的となる解決すべき課題・背景を把握し、その原因を分析する。
 - ② 上位の計画・ビジョンや地域計画との整合を図った上で、達成すべき政策目標を明確化する。
 - ③ 政策目標に応じて必要な評価項目を設定し、事業内容の妥当性等について、複数案を提示した上で、具体的データやコスト等により比較、評価を行う。
- 4 評価手法が策定されるまでの間は、「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」又は「一般空港における新たな空港整備プロセスのあり方(案)」(以下「計画策定プロセスガイドライン等」という。)に基づき、評価を行うものとする。

第6 その他

1 評価に係る重要事項の検討

本実施細目の改訂等の評価に係る重要事項は、本省実施要領第6の規定により設置する航空部会において検討するものとする。

航空局は、定めた実施細目を検討委員会に報告する。

2 沖縄における事業の取扱

内閣府に予算が一括計上される事業については、内閣府と十分調整を図るものとする。

第7 施行

1 本実施細目は、令和8年3月27日から施行する。

2 本実施細目の施行に伴い、「航空関係公共事業の計画段階評価実施細目（平成30年3月30日策定）」は廃止する。